

平成26年度

# 大津市包括外部監査報告書

[特定の事件]

1. 生活保護に関する事務の執行について
2. ごみ処理に関する事務の執行及び事業の管理について

平成27年3月

大津市包括外部監査人

公認会計士

野 口 真 一

(表紙の裏面)

## 目 次

第1部	包括外部監査の概要	1
第2部	生活保護に関する事務の執行	4
第1章	生活保護に関する制度	4
[1]	制度概要	4
[2]	生活保護を受けるための要件	5
[3]	保護費の内容	5
[4]	生活保護申請手続の概略	8
[5]	生活保護法の改正	9
[6]	外国人に対する生活保護	12
第2章	生活保護の現状	13
[1]	生活保護の全国的状況	13
[2]	滋賀県内比較	14
[3]	大津市の一般会計歳出の状況と生活保護費	15
[4]	大津市の類型別保護状況	17
[5]	大津市の保護開始・廃止の状況	17
[6]	実施体制	20
第3章	生活保護に関する監査結果及び意見	22
第1節	生活保護の申請時の事務手続	22
[1]	面接相談	23
[2]	保護申請	24
[3]	要件調査	27
[4]	申請時における訪問調査	28
[5]	扶養調査	28
[6]	所得等調査	30
第2節	保護費の支給	32
[1]	金銭の管理	32
[2]	医療扶助	39
[3]	住宅扶助	48
[4]	葬祭扶助	51
第3節	返還金・徴収金	54
[1]	滞納債権の管理	54
[2]	法第63条による返還金	59
[3]	法第78条による徴収金	61
[4]	課税調査	65

第4節	自立支援活動	68
[1]	援助方針	68
[2]	訪問調査	68
[3]	自立支援プログラム	73
[4]	稼働能力判定会議	80
[5]	稼働能力のある者への対応状況	81
[6]	リバースモーゲージ	85
[7]	資産保有者への対応	87
第5節	ケースワーカーへのアンケート調査実施結果	94
[1]	実施目的	94
[2]	実施方法	94
[3]	回収結果	94
[4]	質問と回答結果	94
第6節	総括的事項	103
<b>第3部</b>	<b>ごみ処理に関する事務の執行及び事業の管理</b>	<b>105</b>
第1章	大津市ごみ処理事業の概要	105
[1]	大津市の一般会計歳出の状況	105
[2]	大津市のごみ処理に係る歳入及び歳出	105
[3]	組織	110
[4]	大津市の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	111
[5]	大津市のごみ処理施設	114
[6]	大津市のごみ処理体制	116
[7]	ごみ処理の主な課題	120
第2章	ごみ処理に関する監査結果及び意見	121
第1節	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画関連	121
[1]	減量計画	121
[2]	原価計算制度の導入	124
[3]	生ごみ処理機等活用事業補助金	128
第2節	収集運搬業務関連	129
[1]	収集運搬業務	129
[2]	紙ごみの収集	137
[3]	家庭系・事業系ごみ質調査（搬入物展開調査）	140
第3節	一般廃棄物に関する中間処理及び最終処分関連の共通的事項	143
[1]	地区環境整備事業費	143
[2]	施設の除草業務委託	162
[3]	資源化物（有価物）売買契約	163

[ 4 ]	ごみ処理施設の電力料金 .....	166
[ 5 ]	大津市生ごみ堆肥化支援事業 .....	167
第 4 節	環境美化センター .....	171
[ 1 ]	環境美化センター焼却炉停止 .....	171
[ 2 ]	焼却炉運転停止中の家庭ごみ臨時市外搬出業務委託 .....	177
[ 3 ]	焼却に係る運転業務委託料 .....	180
[ 4 ]	騒音測定について .....	185
第 5 節	北部クリーンセンター .....	186
[ 1 ]	資源化手選別作業業務委託 .....	186
第 6 節	大津クリーンセンター .....	189
[ 1 ]	運転管理業務 .....	189
第 7 節	補足的意見 .....	190
[ 1 ]	一般廃棄物管理票（マニフェスト） .....	190
[ 2 ]	大津市指定ごみ袋 .....	193
[ 3 ]	市役所本庁との往復 .....	194
[ 4 ]	焼却施設の建設計画とごみ有料化 .....	195

## 第1部 包括外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約に基づく監査

### 2. 選定した特定の事件

(特定の事件)

(1) 生活保護に関する事務の執行について

(2) ごみ処理に関する事務の執行及び事業の管理について

(監査対象期間)

原則として、平成25年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)。

ただし、必要に応じ過去の年度についても監査の対象としているほか、統計データの関係で平成24年度以前のデータに基づき分析等を行った部分もある。

また、平成26年度において事務の取扱いが変更された部分については、現在の状況を明らかにするため、必要に応じ平成26年度も監査対象に含めた。

### 3. 特定の事件を選定した理由

(1) 生活保護に関する事務の執行について

(選定理由)

生活保護費は、平成25年度において一般歳出合計額112,993百万円の約6.1%である6,897百万円を占め歳出の面から見て重要であり、なおかつ近年生活保護費は一貫して増加傾向にあるため、財政的に重要である。

また、生活保護は「最後のセーフティネット」の役目を果たすとともに、昨今問題となっている不正受給に対しては適正な事務を行う必要がある。

このようなことから、生活保護に関する事務の執行が生活保護法の原理原則を遵守しつつ、不正な受給がないよう適正に行われていることを検証することは重要であると考えこのテーマを選定した。

(2) ごみ処理に関する事務の執行及び事業の管理について

(選定理由)

ごみ処理に係わる問題は、市民の関心も高いところであり、ごみ処理施設についても、建設後25年が経過し、ごみ処理施設の更新について今まさに検討が行われているところである。また、ごみの収集方法についても平成26年1月および平成26年4月に見直しが行われ、ごみ減量化に向けての新たな施策が実施されるなどごみ処理問題はちょうど転換点にあると言える。そのような中、今後のごみ処理体制がいかにあるべきかを考える上で、現在のごみ処理に係わる事務の執行及び事業の管理について適正に行われているかを検証することは有意義であると判断しこのテーマを選定した。

#### 4. 監査の実施期間

平成 26 年 6 月 16 日から平成 27 年 2 月 28 日まで

#### 5. 監査の対象機関

(1) 生活保護に関する事務の執行について

福祉子ども部 生活福祉課

(2) ごみ処理に関する事務の執行及び事業の管理について

環境部 廃棄物減量推進課 施設整備課 環境美化センター 北部クリーンセンター  
大津クリーンセンター

#### 6. 監査の着眼点及び方法

(1) 監査の着眼点

##### ① 合規性の視点

地方自治法をはじめとする法令や条例等に適合して事務手続が行われることは必須であり、適法性・適正性の観点から監査を実施した。

##### ② 3E 監査の視点

- ・「経済性」 事務執行に当たり無駄な経費をかけずに執行されているか否か。
- ・「効率性」 同じ支出をするにしてもより成果のあがる方法があるか否か。
- ・「有効性」 支出は目的にかなっているか否か。

##### ③ 生活保護に特有の視点

- ・「不正受給者」の発見と排除方法、被保護者の資産処分などが適正に実施されているか。
- ・稼働年齢層の生活保護受給者が増加していることから自立支援に向けた指導が適切に実施されているかどうか

##### ④ ごみ処理に特有の視点

- ・ごみ処理施設周辺住民団体等に対する補助金の支出は適正に実施されているか。
- ・平成 25 年度中にダイオキシンがばい煙に含まれたことにより、焼却施設が稼働停止するという事態が発生しているが、焼却施設の管理体制は適切であったか。

(2) 生活保護関連の主な監査手続

- ①歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書および主要な施策の成果説明書を閲覧した。
- ②主要関連法規を確認し合規性を検討した。
- ③生活福祉課作成の管理資料、ケース記録票他を確認し、担当者にヒアリングを実施した。
- ④ケースワーカーに質問を行い、回答を集計し分析検討した。
- ⑤その他項目ごとに実施した手続がある場合には、各々の項目で記載する。

(3) ごみ処理関連の主な監査手続

- ①歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書および主要な施策の成果説明書を閲覧した。
- ②主要関連法規を閲覧した。

③ごみ処理に関する計画資料、過去の報告書などを閲覧し、担当部局にヒアリングを実施した。

④決裁書およびその添付書類を閲覧し、その妥当性を検討した。

⑤その他項目ごとに実施した手続がある場合には、各々の項目で記載する。

## 7. 報告書の記載方法

本報告書は、第1部で包括外部監査の概要を記述し、第2部で生活保護に関する事務の執行、第3部でごみ処理に関する事務の執行及び事業の管理について記載している。第2部及び第3部では、最初に制度や大津市での現状を説明し、次に「監査結果及び意見」において、「概要」で事案に関する概況、事実関係を記載した上で、監査上の問題点等の指摘事項について、「監査結果」と「意見」とに区分して述べている。

「監査結果」は、一連の事務手続の中で、法令、規則、条例等に違反している場合、あるいは違反ではないが社会通念上適当でないと考えられる場合に該当する事項を記載している。

「意見」は、一連の事務手続の中で、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項、あるいは法令等違反ではないが改善が望まれる事項を記載している。

本報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示している。そのため、文中や表中における内訳金額を加減した場合、合計金額と一致しない場合がある。また、公表されている統計資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

## 8. 監査従事者

大津市包括外部監査人 公認会計士 野口真一

また、監査業務を補助するため、大津市監査委員の協議を経て下記の者4名を監査補助者に選任した。

包括外部監査人補助者

(1) 生活保護に関する事務の執行について

税理士 2名 安藤大輔・佐川雅也

(2) ごみ処理に関する事務の執行及び事業の管理について

公認会計士 2名 奥村祥乃・藤崇之

## 9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、いずれも地方自治法第252条の29の規定に基づき記載すべき利害関係はない。